

## 「標準」を巡る競争法と知的財産権（下）

著者	滝川 敏明
雑誌名	国際商事法務
巻	28
号	2
ページ	155-162
発行年	2000-02
権利	(c) 国際商事法研究所：このデータは国際商事法研究所の許諾を得て作成しています。
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10112/8686">http://hdl.handle.net/10112/8686</a>

# 「標準」を巡る競争法と知的財産権

〔下〕

滝川 敏明\*

## IV 企業連合による標準設定と競争法

「事実上の標準」は、業界の諸企業が集まって標準団体を結成することにより形成される場合もある。世界には何百もの標準設定団体が存在する。標準設定団体は、業界の企業すべてが参加するとはかぎらない。たとえばクレジットカードの VISA とマスターカードは、それぞれの標準設定団体の商標である。VISA あるいはマスターカードに所属しない独立企業（アメックスなど）が存在する。団体の形をとらずに、業界の有志企業の連合（ジョイントベンチャーあるいはコンソーシアム）により、標準を設定する場合も多い。CD や DVD などの電気製品に代表される標準規格が、企業連合による標準形成の例である。標準団体あるいは企業連合による標準設定はいずれも企業間の協調行為として、競争法上、同様に取り扱われる。

### 1 協調による標準設定の公益性と競争制限性

標準規格の設定は、規格の違いによる互換性のなさを解消することにより、消費者の利便を高める。米国司法省が1980年代に審査した CD 規格についてのソニー、フィリップス等による協調がこの例である。CD ディスクと CD プレーヤーの規格とデザインを各社が協調して統一した。標準設定のための協調がなければ、複数規格が併存したであろう。どこかの段階でネットワーク効果によるティッピングが生じて、「事実上の標準」に集約したかもしれないが、その保証はない<sup>13</sup>。

国ごとの規格の違いは貿易上の非関税障壁にもなる。国際的な標準設定は自由貿易を促進す

\*たかがわ としあき、富山大学教授

るので、各国市場の競争を促進する。標準設定がとくに欧州連合（EU）で盛んなことがこの効果を裏づけている。EU では、域内各国ごとの規格の違いが域内流通の自由化を妨げていたからである。

標準形成が消費者利益になることが多いにもかかわらず、標準団体あるいは類似のジョイントベンチャー（コンソーシアム）による標準設定には競争制限の弊害が伴う。

- \* 標準形成のための協調が実際には競争制限のためのカルテルである可能性がある。競争の結果として形成される「事実上の標準」の場合とは異なり、協調による場合には、その業界で実際に標準が必要なのが分からない。「事実上の標準」を巡る競争を排除するカルテルとして標準協調が機能するおそれがある。
- \* ネットワーク効果などのために標準形成が公益に合致する産業であっても、標準が反競争的に形成され、維持されるおそれがある。競争から生まれる「事実上の標準」とはちがって、協調による業界標準は、交渉力の強い大企業を優遇し、技術的に優れた中小企業を排除しがちである。新規技術

— も く じ —

はじめに

- I 「標準」の役割と種類
- II 「事実上の標準」と知的財産権
- III 「事実上の標準」を巡る排他行為と反トラスト法——マイクロソフト訴訟（以上前号）
- IV 企業連合による標準設定と競争法（以下本号）
- V 公的標準と国際標準への競争政策

おわりに

による新規規格は既存企業の優位性を崩すので、新技術を業界標準として認めないとの協調（共同ボイコット）がなされやすい。

\* 標準設定の団体あるいはジョイントベンチャーへの参加を当初メンバー以外には拒絶する場合には、この拒絶が不当な共同ボイコットではないかとの疑いが生じる。

協調による競争制限を規制するのは競争法の役目である。ただし、標準団体（ジョイントベンチャー）による標準設定に対しては、違法・合法（白黒）の別を認定するだけの伝統的な競争法規制によるわけにはいかない。協調による標準設定は、競争者間のジョイントベンチャー一般の場合と同じく、競争上（および消費者利便上）の利点と欠点が入り混じっている。違法・合法を区分することにどまるのではなく、標準協調の利点を生かしつつ、反競争的要素を取り除くための行政的な指導をする必要がある。このアプローチをもっとも詳細に検討し、実行してきたのは米国である。以下では、米国反トラスト法による標準団体の規制例を検討し、その後、わが国公正取引委員会の独禁法ガイドラインによる規制基準を吟味する。

## 2 標準協調への反トラスト法審査

ネットワーク効果や生産規模の利益のために業界標準が必要な産業においては、主要企業の大部分が参加する団体（あるいはジョイントベンチャー／コンソーシアム）が設けた規格が業界標準となる。標準に従った製品・部品以外は売れなくなる。標準の使用を業界企業に強制しなくても、主要企業が協調して標準規格を設けること自体が、他規格を採用する企業を市場から排除する。したがって、その競争制限性を上回る合理性が標準協調に存在するかを当局は審査しなければならない。この審査を米国反トラスト当局（司法省反トラスト局と連邦取引委員会）は、「合理の原則」基準により柔軟に実施する。ただし、標準設定が特定種類の製品を生産しないとのカルテルそのものであると判断される場合には当然違法のカルテルとして規制する（1988年 Allied Tube 最高裁判決<sup>14</sup>）。

「合理の原則」規制は、個別状況の総合判断による規制である。基準とよべるだけの具体的な規制基準を合理の原則は示していない。標準協調はパテント・プールを含む場合が多いので、パテント・プールについては95年知的財産権ガイドラインが基準を示している。しかし、標準設定への合理の原則適用については反トラスト

当局のガイドラインが存在しなかった。連邦取引委員会のハイテク産業報告書<sup>15</sup>は、標準協調を含む「競争者間協調ジョイントベンチャー・ガイドライン」を反トラスト当局が作成することを提言した。この提言を実現するガイドラインの原案（「競争者間協調ガイドライン」）を連邦取引委員会と司法省が共同して、1999年10月1日に発表した<sup>16</sup>。

このガイドライン案は、標準形成のための協調にも適用できる。ガイドライン案によれば、競争者間の協調は次の段階を踏んで審査される（標準協調への適用法についての筆者コメントをかつこ内に付け加える）。

① 競争制限だけを目的とすることが明らかな協調は当然違法とする。（標準形成のための協調のほとんどはこの段階を簡単に通過する）。それ以外の協調は、「合理の原則」による総合判断により合法・違法を判定する。

② 協調参加メンバーが市場支配的な力をもつには至らない、あるいは協調の性格が反競争的ではないと認定されるならば、当局は協調を違法とは判定しない。（標準協調の多くは、市場支配力を有すると判定されるだろう）。

③ 協調参加メンバーの市場シェアを算定して、共同事業が市場支配力を有することになるかを判定する。参加メンバーが独自に競争する自由を有するかを考慮する。新規参入の可能性についても考慮する。（標準協調については、その標準に対抗する別標準があるかを考慮する）。

④ 上の段階の審査により協調に反競争性が認められた場合には、反競争効果を上回る利益（競争促進的な利益）が協調によってもたらされるかを判定する。（標準協調の多くはこの段階での審査により合法・違法が決定される。標準協調には、競争促進的利益を評価できる要素が大きいはずである）。

## 3 標準設定手続の公正性審査

標準協調の反トラスト上の違法性はほとんどの場合、上記ガイドライン案が示すように、協調による競争制限を上回る利益を標準がもたらすかによって判定される。判定のためには、当該業界における標準の意義、標準内容などについての詳細な審査が必要になる。最近の司法省（反トラスト局）はこのように詳細な審査を実施している<sup>17</sup>。

標準内容を反トラスト当局および裁判所が審査することは可能である。しかしこれまでの米

国裁判所の判例は、標準の設定が公正な手続でなされたことと認定できれば、標準内容には立ち入らずに標準協調の合法性を認めてきた。標準決定の手続が公正ならば、その結果も妥当であるとみなすためである。標準協調は一般的に合理性が高い企業間協調なので、この立場にはかなりの妥当性がある。

標準団体は既存業者をメンバーとするので、新規技術による参入企業を排除する誘因を本来的に有している。わが国で「民規制」とよばれている問題（民間団体による競争制限）が標準団体においても発生する。この点を審査するためには、標準内容に立ち入る必要はない。標準設定の手続が公正であったかを審査することでも足りる。米国最高裁の88年 Allied Tube 事件判決<sup>18</sup>がこの点を例証している。本事件では、製品の標準規格を決める団体総会において、既存業者が関係者を大量動員することにより、新規技術による規格の標準採用を否決した。規格採用のルールを標準団体が設けていたとしても、既得権益を守ろうとする反競争行動を防ぐ効力をそのルールが有していなければ、団体メンバーによる新規技術の排除は反トラスト法違反になると最高裁は判決した。

## 4 標準協調における知的財産権の取扱い

ハイテク産業での標準には常に知的財産権（特許と著作権）が関係する。標準団体（あるいはジョイントベンチャー／コンソーシアム）による標準設定にあたっては、その標準技術に関係する知的財産権を妥当な額のロイヤルティーでメンバー企業にライセンスする約束を、知的財産権の所有企業から標準団体が取り付けておく必要がある。業界標準となった技術は、各社が使用を余儀なくされる。標準設定前の約束がなければ、知的財産権者は高額ロイヤルティーにより、不当な高利益を上げることになる。

知的財産権の処理手続が公正に行われているかは、反トラスト法の審査対象になる。標準団体が採択しようとする標準技術に知的財産権を有していることを隠す動機が、団体のメンバー企業にはある。知的財産権を隠しておけば、標準設定後に高額ロイヤルティーを獲得できる。このため、知的財産権の所有企業は他メンバーに対する競争上の優位性を獲得する。この点をデル・コンピューター事件<sup>19</sup>において連邦取引委員会が指摘し、改善を要求した。標準団体（ビデオ・エレクトロニクス標準協会）メンバーのデル社が、標準技術に関する特許を自

社が保有していることを標準の交渉段階において隠していた（意図的だったかは不明）ことが問題とされた。和解（同意審決）によりデルは、標準に関係する自社特許権を行使しないことを約束した。

## 5 標準団体（ジョイントベンチャー）への参加拒否と反トラスト法

標準団体（あるいはジョイントベンチャー／コンソーシアム）による標準設定への反トラスト審査において、団体への参加機会が外部企業に開かれているかが問われる場合がある。当初の団体メンバー以外の参加を拒絶することが、反トラスト法に違反する共同ボイコットでないかが問われる。共同ボイコットを米国反トラスト法は、伝統的に当然違法としていた。しかし近年の米国では、ジョイントベンチャーへの参加拒絶は当然違法の共同ボイコットとはみなさず、「合理の原則」により審査してきている<sup>20</sup>。これは次の理由からである。

第一に、ジョイントベンチャーへの参加をオープンにすることが、かえって競争を制限するように働く場合がある。複数の標準ジョイントベンチャーが競争している場合に、この事態が生じうる。たとえば VISA とマスター・カードは、別々の銀行ジョイントベンチャーとして、クレジットカード市場において競争している。しかし、同一の銀行が VISA とマスター・カード双方の幹事銀行を兼ねている。1998年10月の司法省による提訴状<sup>21</sup>は、VISA とマスター間の競争がこのために鈍っている（カード・サービスのイノベーションを遅らせている）と非難している。提訴状は同時に、VISA とマスター・カードがメンバー銀行に、アメックスのメンバーになるのを禁止していることを非難している。標準ジョイントベンチャーをオープンにすべき場合と閉鎖的にすべき場合は状況によって柔軟に判断しなければならないことを、この提訴状は示している。

第二に、ジョイントベンチャーへの参加拒絶（あるいは標準に関する知的財産権のライセンス拒絶）に合理性のある場合が少なくない。ジョイントベンチャーは本来、共同作業がうまく行く仲間だけにメンバーを限定して事業を進める組織である。外部者の参加を拒絶できないことにすると、強制結婚のような事態を招きかねない。ジョイントベンチャーへの参加拒絶を反トラスト法違反とすることがあるとしても、例外的場合だけに限定すべきである<sup>22</sup>。

しかしネットワーク産業においては、既存のネットワーク標準に対抗する標準を形成することは困難である。既存の標準ジョイントベンチャーへの参加を拒絶（あるいは標準に関する知的財産権のライセンスを拒絶）される企業は、業界への新規参入がきわめて困難になる。この場合には、地域通信網への接続拒絶を反トラスト法違反にするのと同様に、「不可欠設備論」の見方から、ジョイントベンチャーへの参加拒絶を禁止すべきである。標準が不可欠設備にあたるとはみなせない場合においても、総合的なバランス判断から、反トラスト当局がジョイントベンチャーのオープン化を命令できるとの見方もある<sup>23</sup>。

参加拒絶の規制については、伝統的な「不可欠設備論」に限定せず、総合判断によることが妥当と思われる。ただし、参加拒絶の合理性を広く認めるべきである。「事実上の標準」の知的財産権ライセンスを単独企業に命令する場合<sup>24</sup>よりは緩くてよいが、それに近い要件を満たす場合のみにジョイントベンチャーのオープン化を命令することが妥当である。

標準には知的財産権が関係している場合が通常なので、標準ジョイントベンチャーのオープン化命令は、知的財産権の強制ライセンスを伴う。しかし、新規メンバーへのロイヤルティ等のライセンス条件を既存メンバーと同じにすることを命令するだけでよいので、知的財産権の不当な侵害にはあたらない。

## 6 わが国の独禁法ガイドラインにおける標準協調の規制

わが国においては、公正取引委員会が標準団体（あるいはその他の標準協調）を規制した公表例は見あたらない。ただし公正取引委員会は、二つのガイドラインの中で、標準協調への独占禁止法適用の基準を説明している。

第一に、1993年「共同研究開発に関する独占禁止法上の指針」（共同研究開発ガイドライン）がその中で、標準形成につながる共同研究開発への参加拒絶の独占禁止法上の取扱いを説明している。すなわち、「参加者の市場シェアの合計が相当程度高く、研究開発の内容等からみて成果が当該事業分野における事実上の標準化につながる可能性が高い共同研究開発については、……ある事業者が参加を制限され、成果に関するアクセス……も制限され、かつ、他の手段を見いだすことができないため、その事業活動が困難となり、市場から排除されるおそれがあるときには、独占禁止法上問題となる」。

この説明はほぼ、反トラスト法における不可欠設備に相当するような場合に参加拒絶を違法とするの基準である。実際の規制例はまだ現れていない。

第二に公正取引委員会は、1995年「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」（事業者団体ガイドライン）の中で、事業者団体による標準設定の独占禁止法上の取扱いについて説明している。民間団体による「種類、品質、規格等の制限」は、事業者団体対象の独禁法規定（8条）により、「競争の実質的制限」あるいは不正取引（不当差別など）に該当する場合には独占禁止法に違反する（ガイドライン第2の7）。しかし業界の標準規格に対しては、標準設定のための制限行為に合理性があるかを、米国での「合理の原則」に近い基準により評価することが必要である。この点に関しガイドラインは、自主規制が「社会公共的な目的等正当な目的に基づいて合理的に必要とされる範囲内のものか」を審査してその競争阻害性を判定するとしている。さらに、「需要者の利益に合致した規格の標準化に関する自主的な基準を設定すること」（差別取扱いがなく、標準の利用を強制しないことが条件）は「原則として違反とならない」としている。

このガイドラインは、独占禁止法8条の条文規定を機械的に適用するのではなく、標準のための協調（制限）に合理性があるかをある程度考慮している。しかし、米国での「合理の原則」に習って、より柔軟な判断基準を採用することが望ましい。たとえば、需要者利益に合致した標準を原則合法とする上述基準は単純すぎる。標準の利用を団体メンバーに強制しない場合であっても、業界標準が形成されれば、標準に従った製品以外は売れなくなる。このため、標準採用を業界のすべての企業が余儀なくされる。標準設定において新規技術を不当に排除していないか等を総合的に審査して、競争制限性を取り除くための柔軟な指導・規制を公正取引委員会が実施すべきである。

標準を設定するのは事業者団体だけではない。主要事業者間のジョイントベンチャー（コンソーシアム）が標準を形成する場合が少なくない。事業者団体に限定せず、また、共同研究開発にも限定せず、競争企業間の協調一般を対象とするガイドラインを公正取引委員会が作成することが望まれる。すなわち、上述の米国「競争者間協調ガイドライン」の日本版を公正取引委員会が作成すべきである。このガイドラインにおいては、標準設定の競争制限性を排除しつ

つ、効率性を維持するための柔軟な規制基準を設ける必要がある。米国での「合理の原則」に近い総合判断による柔軟な規制基準が必要に詳細にすぎることが、公正取引委員会が柔軟な総合判断を実施する妨げになっている。条文を柔軟に解釈することにより、「合理の原則」に近い総合判断を実施することをめざすべきである。

## 7 EUにおける規制状況

欧州連合（EU）における規制状況についても、簡単にふれておこう。欧州委員会がEU競争法（85条と86条）により、標準団体（ジョイントベンチャー）による協調と排他行為を規制している。標準形成によるメリットは残しつつ、不当な反競争条項を取り除く規制を行っている。フィリップス、ソニー等社によるビデオデッキ標準の協調（ロイヤルティへのクロスライセンス協定）に対しては、他技術の採用を必要以上に禁止しないように命令した（1978年）<sup>25</sup>。個別状況に応じて欧州委員会は競争法を適用している。ただし、標準協調による利益と競争制限による弊害とをどのようにバランスするかの統一基準は形成できていないと、論者が評価している<sup>26</sup>。

## 8 小括

標準協調への競争法適用は、米国の反トラスト法が圧倒的に進んでいる。わが国と欧州諸国は、米国の規制例とガイドラインに習って、適正な規制基準を形成していくべきである。米国の規制基準を次のようにまとめることができる。①ほとんどの標準協調（カルテルの隠れ蓑であると認定できる例外的場合以外）は、協調による競争制限性と標準形成の利益をバランス判断して、違法・合法を決定する。③前記判断において、標準決定の手続が公正であれば、通常は合法と判定する。④標準団体（ジョイントベンチャー／コンソーシアム）への参加拒絶については、標準が「不可欠設備」と認定できる場合に禁止するの、それとも総合的なバランス判断により規制するのの見方が別れている。

## V 公的標準と国際標準への競争政策

### 1 公的標準と国際標準への競争法適用

業界標準は、「公的標準」（de jure standard）として定められる場合もある。政府機関、そして民間団体であっても公的性格を獲得した団体が認証する標準が「公的標準」である。ネットワーク効果が強力な産業（電気通信な

ど）では、製品・サービス規格は単一にならざるをえない。このような産業における標準は、民間団体が設けるものであっても公的標準の性格を帯びる。貿易・投資を通じてハイテク産業はグローバル化しているの、ハイテク産業の公的標準の中心は国際標準である。わが国のJIS（日本工業規格）とJAS（日本農林規格）は公機関が認証する標準であるが、日本独自の規格が輸入の障壁になると外国政府から批判されてきた。さらに、日本独自の規格が国際標準に合致しないため、わが国企業の輸出を妨げる障壁ともなった。このため、JISとJASは国際標準に合致するように変更されてきている。

国際標準団体の代表は、ISO（国際標準化機構）、IEC（国際電気標準会議）、そしてITU（国際通信連合）の3団体である。ITUは国連の下部機関である。ISOとIECは民間の社団法人であるが、中立公正をうたっており、加盟国の投票により標準を決めている<sup>27</sup>。このため、政府機関ではないが、公的性格を獲得している。

公的のみなされる標準であっても、非政府機関による標準協調には各国競争法を適用できる。さらに、最近の公的標準は、民間企業が協調して設けた標準を事後的に公的標準として認証する機会が多い。公的認証前の企業間協調に不当な競争制限性があれば、前節の基準により競争法を適用できる。米国最高裁は、州政府が規則により公式標準とした規格であっても、その前段階の民間標準団体による協調に不当性があるとして、反トラスト法違反を認定した（前掲Allied Tube判決）。

しかし、国際標準団体による標準協調を競争法違反として米国等が規制した例はこれまで存在しない。ISO等の国際標準団体による標準形成は公正な手続を踏んで実施されているために、前節の基準によって競争法違反とすべき場合がほとんど生じえないためである。以下では、競争法適用についてではなく、競争政策上の見地から国際標準を検討する。

### 2 世界標準を巡る国際競争

公的標準は参加企業数が膨大なため、標準の決定に時間がかかる。さらに、決定が官僚的手続によるため、真に優れた技術が選択されるとの保証がない。政治的に強力な企業や企業団体が自社に有利な標準を獲得するおそれも大きい。いったん採用された標準が技術的に劣るようになって、永続しがちだとの欠点もある<sup>28</sup>。民間団体が標準を設定し、その公正さを競争法で監視する方が一般的には望ましい。市場競争による「事実上の標準」決定に任せることの弊害

が大きい例外的場合のみに、公的標準を制定すべきである。米国政府がこの立場をとってきている。多くのハイテク産業において、米国市場の激しい競争に勝ち残った「事実上の標準」が世界標準の地位も勝ち取ってきた。マイクロソフトのウィンドウズ、そしてインテルのペンティアムがその代表例である。

しかし近年には、公的標準を重視する欧州諸国が世界標準を巡る国際競争において優位に立つ例が目立っている。市場競争が明確な「事実上の標準」を生み出さず、互換性のない複数規格が長期間併存する場合は少なくないためである。このような場合には、標準機関が国際標準を設定することが、生産コストの劇的低下と消費者利益をもたらす。ファクスがこの代表例である。わが国のファクス通信は当初、各社の通信方式に互換性がなかったため、発信と受信側が同じ会社の機器を利用しなければならなかった。1979年に CCITI (国際通信諮問委員会) が国際標準を採択することにより、ファクス機器の国際的互換性が確保された。これとともに、ファクス機器各社間の競争が活発になった<sup>29</sup>。

一国内にとどまる「事実上の標準」は、機能的に優れたものであっても、公的に定められた国際標準に競争上対抗できない。この国際標準競争の主導権を欧州諸国が握っている。欧州諸国は EC 結成に伴って、欧州内の規格を公的に標準化してきている。このため公的標準の形成に習熟している。さらに、三大国際標準団体 (ISO, IEC, ITU) はすべてジュネーブ (スイス) に所在し、欧州諸国が主導権を握っている<sup>30</sup>。標準機関の投票決定においては、国の数が多い欧州が優勢に立つ。これに対し米国は、市場原理を尊重する立場から公的標準に慎重な立場をとってきた。わが国は、国際標準の重要性を企業が認識せず、傍観者の立場に終始してきたと評されている<sup>31</sup>。

「事実上の標準」競争を重視する米国と公的標準を重視する欧州が世界標準を巡ってどのように争ってきたかを、HDTV (高品位テレビ) と携帯電話について観察しよう。HDTV 規格と携帯電話の規格については、米国・欧州・日本がいずれも政府機関が標準を設定する方法をとった。政府機関による標準設定であっても、市場競争を尊重する方法と政府の権力的決定を強調するアプローチに分かれる。米国の方が欧州より市場原理尊重型である。

HDTV については日本と欧州の取り組みに比べて、米国の標準設定は遅れた。わが国 NHK のアナログによるハイビジョン技術が国際的に優勢であった。しかし欧州諸国が1986年

の国際会議において反対したために、NHK 規格が国際標準になることは実現しなかった。ハイビジョンが世界標準として採用されない間に、テクノロジーとしてデジタル方式の優位性が明らかになった。EU では欧州委員会が中心となって、欧州主要メーカー間の共同研究開発に巨額の補助金を与えることにより、欧州独自の HDTV 技術の開発と商業化をめざした。これにより MAC とよばれる HDTV 規格 (アナログ方式) を開発したが、これまでの放送と互換性のない新技術の採用を大手の衛星放送会社が拒んだために、商業化が実現していない。米国は民間企業のイニシアティブを尊重して、コンソートティアム (企業連合) を競わせる方式により、デジタル技術を採用した。このため、国内標準の決定が遅れた米国の HDTV 規格が世界的に優勢になっている。

携帯電話規格については米国は、市場競争尊重の視点から、単一規格に絞ることを遅らせている。① GSM 方式、② TDMA 方式 (エリクソン社開発の規格)、③ CDMA (カルコム社開発の規格) が米国で併存している<sup>32</sup>。これに対し EU では、欧州委員会が1992年に、GSM 方式を公的標準として決定した。GSM 方式は97年時点においてすでに108カ国が採用し、事実上の世界標準に近い地位を獲得した。このため、欧州企業であるノキア (フィンランド) とエリクソン (スウェーデン) が携帯電話機器の国際競争において優位に立っている。日本の携帯電話規格は国内規格 (PDC) にとどまり、日本規格を採用した外国は皆無である。日本企業は携帯電話の輸出のために、GSM 規格のライセンスを購入している<sup>33</sup>。通信はネットワーク効果が顕著なために、国際的な統一標準の必要性がきわめて高い。このため、国際標準の形成に早くから積極的に取り組んだ欧州諸国が米国と日本に対する優位を収めることに成功したと考えられる<sup>34</sup>。

次世代 (「第三世代」) 携帯電話は、固定電話そしてパソコンも代替するマルチメディアの情報通信機能を獲得することをめざしている。この「第三世代」携帯電話 (Universal Mobile Telephone Services) の国際標準が、国際会議 (Operators Harmonization Group in Toronto) において1999年6月に決定された<sup>35</sup>。交渉過程においては、世界標準の早期設定を主張する欧州と日本が連合して、時期尚早を主張する米国に対抗するとの図式ができあがっていた。欧州のリーダー企業 (エリクソン) と米国のリーダー企業 (カルコム) 間の特許合意が成立したために、予想より早期に世界標準が成

立した。この国際合意により世界の携帯電話は、現行の複数規格 (GSM その他) から単一世界標準にスムーズに移行する。少なくとも通信分野 (インターネットを含む) においては、「事実上の標準」よりも公的標準の方に利点があることを、携帯電話規格の歴史が示している。

### 3 公的標準のオープン性確保と知的財産権

公的標準には、競争による「事実上の標準」に比べて、標準のオープン性が確保されているとの重要な利点がある。逆にいえば、オープンではない規格・技術を公的標準にはいけな。公的標準は業界の企業すべてに開放しなければならない。したがって、標準規格・技術に関係する知的財産権を有している企業に対して、その知的財産権を合理的なロイヤルティー額で参加企業にライセンスすることを義務づける必要がある。ISO と IEC は、「合理的かつ非差別的な条件」で特許をライセンスすることを参加企業に義務づけている。特許権者がこの条件に応じない場合には、その技術の標準化は断念される<sup>36</sup>。

公的国際標準は、複数企業の知的財産権が関係する場合に設定されることが当然とされてきた。単一の知的財産権が支配する規格は、知的財産権の力により「事実上の標準」となれるので、自社技術を公的標準にすることを企業が求める利益はないと考えられるからである。しかし、規格の知的財産権を有する単一企業が、その規格を公的国際標準にすることをめざす動きが現れてきている。前述の Java を所有するサンマイクロシステムズ社が ISO に対し、Java を国際標準として認証することを1997年3月に申請した<sup>37</sup>。

ISO が Java を国際標準として認証すると、プログラマーとユーザーへの Java の信用性が一挙に高まる。Java を採用するプログラマーとユーザーがそのため拡大し、ウィンドウズに対抗する Java の勢力を増進する。Java の標準認証をサンが ISO に申請したのはこのねらいからである。

しかし前述のとおり Java は、「オープン標準」ではあるものの、サンが知的財産権を保持している。したがってサンは知的財産権を手段として、Java をいつでも「閉鎖標準」に移行することができる。しかし ISO は、認証する国際標準がオープンであることを要求する。サンが Java を国際標準として認めてもらうためには、オープン性についての ISO のルールに従う必要がある。Java への特許と著作権について、オープン性に関する ISO ルールに従

うことをサンは表明している<sup>38</sup>。国際標準としての ISO 認証を受けることにより、サンは Java のオープン性を維持し、無差別ライセンスの義務に従うことを約束することになる。これが、「事実上の標準」を国際標準化することによる公共利益である。

しかしながら、ISO による標準認証後も、Java への商標権をサンは所有し続ける意向である。国際標準となった後も Java は規格名になるのではなく、サンが所有する商標として残すのがサンの意向である。サンの Java ライセンス条件に従わないライセンシーには、サンが Java 商標の使用を拒絶することになる。ISO 規格としての Java とは別に、「事実上の標準」としての Java 規格が別に生ずる。この「事実上の標準」内容は、サンのライセンス条件により変化していく。これが、ISO による標準認証の最大の問題になると見られている。技術が安定せず進化の過程にある場合には、その技術を国際標準として認証することには問題があることを Java の例は示している。国際標準として認証する場合には、標準の知的財産権を標準団体がコントロールする必要がある。知的財産権の保有企業がそれを応諾しない場合には、国際標準としての認証は避け、「事実上の標準」競争にまかせるべきである。

### おわりに

企業活動における「標準」の重要性は先進経済国に共通する。標準設定は消費者利益になることが通常であるが、競争制限を伴うことが少なくない。「事実上の標準」維持・拡大をめざすマイクロソフトの執拗ともいえる排他的行動がこの点を裏づけている。標準に関する企業行動 (単独行為および企業間協調) を競争法 (反トラスト法、独占禁止法) により規制することが必要である。この規制基準については、米国の反トラスト当局と裁判所による取り組みが圧倒的に進んでいる。米国反トラスト法の基準はほとんどそのまま、わが国独占禁止法と EU 競争法においても採用できる。わが国と欧州は、米国の規制経験に学ぶことにより、競争法基準を形成する必要がある。標準獲得が競争優位性の鍵となるハイテク産業では、企業競争がグローバルに展開されている。標準問題についてはこのため、日・米・EU 競争法が共通の規制基準を採用する必要性が高い。

知的財産権 (特許と著作権) が標準形成において重要な役割を果たしている。知的財産権に強すぎる排他権を与えると、標準を獲得した企業の独占力が永続する。標準に関する知的財産

権の排他権を判例等により狭めていくことが必要である。標準団体（コンソーシアム）は、標準に関係する知的財産権を権利者が妥当なロイヤルティー額でライセンスするようにより取り決める必要がある。この手続に不備があれば、競争当局が介入すべきである。ネットワーク効果のあるハイテク産業については、競争維持のために、知的財産権よりも競争法を優位におくべきである。知的財産権ライセンス上の排他行為を全面的に競争法の適用対象とするにとどまらず、ライセンス拒絶行為にも競争法を適用する必要がある。さらに、マイクロソフト訴訟に関して提案されているように、知的財産権をオープン化することを競争法の排除措置により命令することも必要になる。

電気通信などのネットワーク効果が強力な産業においては、国際的「公的標準」の設定に合理性がある場合が多い。「公的標準」は公正な手続により設けられることが通常なので、競争法の適用を考慮する必要性は一般的には乏しい。「公的標準」はさらに、標準のオープン性が確保されているとの競争政策上の利点を有する。ただしこのためには、参加企業が保有する知的財産権を標準団体が制約することが不可欠である。

## 〔注〕

- 13 Katz, M.L. and Carl Shapiro (1998), "ANTITRUST IN SOFTWARE MARKETS", <<http://www.haas.berkeley.edu/~shapiro/>>
- 14 Allied Tube & Conduit Corp. v. Indian Head, Inc., 486 U. S. 492 (1988).
- 15 Federal Trade Commission (1996), "Anticipating the 21st Century: Competition Policy in the New High-Tech, Global Marketplace". <<http://www.ftc.gov/opp/global.htm>>
- 16 Antitrust Guidelines for Collaborations among Competitors (Draft), October 1, 1999. <<http://www.ftc.gov/os/1999/9910/jointventureguidelines.pdf>> このガイドライン案に近い基準を提唱した先駆的な論文として、Gellhorn, Earnest and W.T. Miller, "Competitor collaboration guidelines - a recommendation", *The Antitrust Bulletin*, Vol. 62, No.4 (1997) を参照。
- 17 たとえば、フィリップス・ソニー・パイオニア間の標準設定に伴うパテント・プールへの司法省の指導 (98年)。<<http://www.usdoj.gov/atr/public/busreview/2121.htm>>
- 18 Allied Tube & Conduit Corp. v. Indian Head, Inc., 486 U. S. 492 (1988).
- 19 Dell Computer Corp., FTC Consent Decree, November 22, 1995. Barton, J. H., "Patents and Antitrust: A rethinking in light of patent breadth and sequential innovation", *Antitrust Law Journal*, Vol. 65, Issue 2 (1997), p.442.
- 20 Northwest Wholesale Stationers v. Pacific Stationery and Printing Co., 472 U.S. 284 (1985). 滝川, 前掲注11, 37頁。
- 21 Press Release, October 7, 1998. <[http://www.usdoj.gov/atr/public/press\\_releases/1998/1974.htm](http://www.usdoj.gov/atr/public/press_releases/1998/1974.htm)>
- 22 Werden, G. J. "Antitrust analysis of joint ventures", *Antitrust Law Journal*, Vol. 66, Issue 3 (1998), p. 730; Lemley, M.A., and David McGowan, "Legal Implications of Network Economic Effects", 86 *California Law Review* 479 (1998), p. 520.
- 23 Federal Trade Commission, 前掲注15. 内藤順也「ネットワーク/スタンダードと競争法」『NBL』No. 652, 653 (1998年)は、標準へのアクセス拒絶に関する米国判例を概観している。
- 24 滝川敏明「知的財産権ライセンス拒絶への反トラスト法適用—インテルへのFTC命令を巡って」『国際商事法務』Vol. 27, No. 5 (1999年)を参照
- 25 Philips VCR, Commission Decision (78/156/EEC), December 20, 1977.
- 26 Dolmans, Maurits, "Restrictions on Innovation: An EU Antitrust Approach" *Antitrust Law Journal*. Vol. 66, Issue 2 (1998), pp. 480-84.
- 27 山田英夫「デファクト・スタンダードの経営戦略」中央公論新社 (1999年) 16頁。
- 28 この指摘について、Lemley and McGowan, 前掲注22, p. 542.
- 29 浅羽茂『競争と協力の戦略』有斐閣 (1995年) 155-72頁。
- 30 EUの標準化はISO・IEC・ITUによる標準化と連携して実施されてきた— OECD, *Regulatory Reform and International Standardization*, OECD(1999), p. 12.
- 31 藤田昌弘・河原雄三『国際標準が日本を包囲する』日本経済新聞社 (1998年)。
- 32 Shapiro and Varian, 前掲注1, p. 264.
- 33 藤田・河原, 前掲注31, 23頁。
- 34 この旨の指摘について、Peter Martin, "The new generation", *Financial Times* (Internet edition), 15 June, 1999.
- 35 *Financial Times* (Internet edition), 10 June 1999, "Mobile phone group agrees standard".
- 36 藤野仁三『特許と技術標準』八潮社 (1998) 39頁, 110頁。
- 37 Lemley and McGowan, 前掲注8, p. 753.
- 38 Lemley and McGowan, 前掲注8, p. 761.